

地域社会研究科 アセスメント・ポリシー

(令和4年11月28日地域社会研究科教授会決定)

(目的)

- 1 地域社会研究科では、「弘前大学アセスメント・ポリシー(研究科)(以下「研究科ポリシー」という。)」に基づき、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で示す教育目標に関する到達(達成)度を高めることを目的に、アセスメントを実施する。

(実施責任者)

- 2 地域社会研究科のアセスメント実施責任者は、地域社会研究科長とする。

(実施体制)

- 3 地域社会研究科のアセスメントは、地域社会研究科運営委員会において実施する。

(実施方法)

- 4 地域社会研究科のアセスメントは、研究科ポリシーに定めるアセスメント・チェックリストにより実施する。

(報告・公表)

- 5 アセスメントの結果は、教授会及び教育推進機構会議に報告するとともに、ホームページ等で公表する。